

東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、東京農工大学(以下「本学」という。)の、学術研究の総合的な推進支援機能の整備・充実を図り、各種大型機器等の基盤的設備の計画的かつ集中的管理・共同利用、遺伝子組換え実験・遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響の防止に関する安全管理及び分析技術・遺伝子ゲノム科学技術の研究開発等を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、東京農工大学(以下「本学」という。)の、学術研究の総合的な推進支援機能の整備・充実を図り、各種大型機器等の基盤的設備の計画的かつ集中的管理・共同利用、遺伝子組換え実験・遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響の防止に関する安全管理、<u>分析技術・遺伝子ゲノム科学技術の研究開発、<u>学術研究上のリスクマネジメント</u></u>等を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(学術研究リスクマネジメント部門)</u></p> <p><u>第13条 センターに、学術研究リスクマネジメント部門(以下「部門」という。)を置き、学術研究リスクマネジメントに関する業務を行う。</u></p> <p><u>第14条 部門は、次の各号に掲げる部門員をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) センターの専任教員 1人</u></p> <p><u>(2) 教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長</u></p> <p><u>(3) 教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長</u></p> <p><u>(4) 教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長</u></p> <p><u>(5) その他委員会が必要と認めた者</u></p> <p><u>2 前項に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部門員に欠員が生じた場合の補欠の部門員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>学術研究リスクマネジメント体制強化のため</p>

<p>(新設)</p> <p>(事務)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(協力事務)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>	<p><u>第15条 部門に部門長を置く。</u></p> <p><u>2 部門長は、センターの専任教員の中からセンター長が指名する。</u></p> <p>(事務)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(協力事務)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>	
--	--	--

附 則 (令和5年6月19日術規則第1号)  
この規則は、令和5年6月19日から施行する。